

セルフメディケーション
税制ってどんな制度？



セルフメディケーション税制

2017年1月1日から「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」がスタートしています。

「セルフメディケーション税制」とは、ドラッグストアなどで市販されている対象の医薬品を年間に12,000円を超えて購入した場合に、超えた額（上限は88,000円）を所得税から控除できる制度です。

2018年2月16日から3月15日までに行う2017年分の確定申告で申告をする必要がありますので、その内容を確認してみましょう。

対象者

セルフメディケーション税制の適用を受けるには、所得税や住民税を納めていて、以下の健康診断・予防接種のいずれかを受ける必要があります。

1. 特定健康診査（メタボ検診）または特定保健指導
必要書類：①領収書（原本）、②結果通知書（コピー可）、③証明依頼書のいずれか
2. 予防接種（インフルエンザ等）
必要書類：①領収書（原本）、②予防接種済証（原本）のいずれか
3. 定期健康診断（勤務先で受ける健康診断）
必要書類：①結果通知書（コピー可）、②証明依頼書のいずれか
4. 健康増進法などの規定に基づいて行われる健康診査（人間ドック等）
必要書類：①領収書（原本）、②結果通知書（コピー可）、③証明依頼書のいずれか
5. 市町村で受けられるがん検診
必要書類：①領収書（原本）、②結果通知書（コピー可）のいずれか



セルフメディケーション税制の対象となる医薬品

セルフメディケーション税制の対象となるのは「スイッチOTC医薬品」のみになります。

※「スイッチOTC医薬品」とは医療用医薬品の成分を含み、処方箋なしで買える市販薬のことをいいます。薬局でカウンター越し（Over The Counter）に買えることから名付けられました。

スイッチOTC医薬品かどうかは「有効成分」で決められています。

対象商品は、胃腸薬、風邪薬、湿布など幅広く、1,600以上の商品が指定されています。

スイッチOTC医薬品のパッケージのほとんどには、セルフメディケーション税制の対象であることを示す識別マークがついていますので、それで確認することができます。

また、厚生労働省のHPにも「セルフメディケーション税制対象医薬品 品目一覧」が掲載されていますので、確認することが可能です。



確定申告

セルフメディケーション税制の施行により、定期健康診断や予防接種などを受けている人で、対象となる市販薬を家族の購入分を含めて年間12,000円を超えて購入した人は、確定申告をすることで所得税控除を受けられるようになります。

セルフメディケーション税制には次の3つの証明書類が必要になります。

1. 健康診断や予防接種の領収書や結果通知など
（上記、対象者欄の必要書類をご確認ください。）
2. 対象となる医薬品のレシートや領収書
3. 勤務先から受けとる源泉徴収票

市販薬を購入した際のレシートなどは保管するよう注意しましょう。



従来の医療費控除との関係

セルフメディケーション税制は、医療費控除の特例として医療費控除の一部であるため、**従来の医療費控除と同時に利用することはできません。**

従来の10万円を超えた医療費の所得控除を受けるか、セルフメディケーション税制での所得控除を受けるかを選択することになりますので、どちらが得なのかを確認する必要があります。

例で比べてみましょう。

ex. 従来の医療費控除の対象となる医療費の総額が15万円、スイッチOTC医薬品の購入代金総額が9万円の場合

従来の医療費控除額	15万円－10万円＝5万円
セルフメディケーション税制による控除額	9万円－1万2000円＝7万8000円

上記のようになりますので、セルフメディケーション税制を選択した方が有利になります。

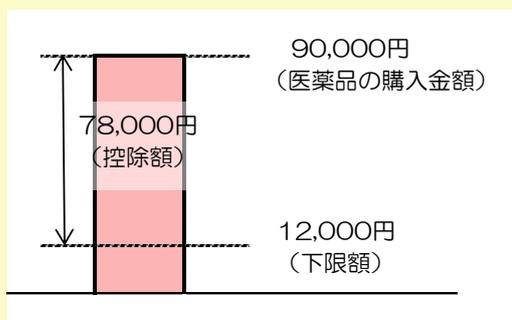
減税額の計算

例を用いて減税額を計算してみましょう。

所得額500万円の人がスイッチOTC医薬品を年間9万円購入した場合を考えてみましょう。

この購入金額には、「生計を一にする配偶者その他の親族の分」も含まれます。

<控除額>



$$\text{(医薬品の購入金額) } 90,000 \text{ 円} - \text{(下限額) } 12,000 \text{ 円} \\ = \text{(控除額) } \underline{78,000 \text{ 円}}$$

78,000円が課税所得額から控除されます。

<減税額>

所得税の税率は以下のとおりです。

課税される所得金額	税率
195万円以下	5%
195万円～330万円以下	10%
330万円～695万円以下	20%
695万円～900万円以下	23%
900万円～1,800万円以下	33%
1,800万円～4,000万円以下	40%
4,000万円～	45%

【所得税の減税額】

(控除額) 78,000円 × (所得税率) 20% = 15,600円
15,600円の減税になります。

【住民税の減税額】

所得税の控除以外に、翌年の住民税も減税になります。
住民税は一部の地域を除いて、全国一律で10%となっています。

(控除額) 78,000円 × (住民税率) 10% = 7,800円
7,800円の減税になります。

所得税と住民税を合わせて23,400円の減税となります。

セルフメディケーション税制を活用することで、これまで医療費控除を受けられなかった方でも所得税や住民税を減らすことができる可能性があります。

市販の医薬品を活用して、体調管理に役立ててはいかがでしょうか。

お問い合わせ・ご相談は・・・



株式会社 青山財産ネットワークス
Aoyama Zaisan Networks Company, Limited

〒107-0052

東京都港区赤坂8丁目4番14号 青山タワープレイス3階

TEL: 03-6439-5800 FAX: 03-6439-5850



株式会社 日本資産総研

〒101-0029

東京都千代田区神田相生町1番地 秋葉原センタープレイスビル7階

TEL: 03-3525-8332 FAX: 03-3525-8367